

会話の中における知的障害者の不利益の提示

堀 内 浩

会話の中における知的障害者の不利益の提示

On Respecifying Disability in Conversation with Person with Intellectual Disability

堀 内 浩

1. 問題設定

1-1. 会話分析から見た知的障害者

本論では、知的障害者施設における利用者との会話をエスノメソドロジーと会話分析の立場から分析することを目的とする。そして、その会話の中における行為現象の特定可能な特徴について、フィールドデータに基づくエスノグラフィックな知識や会話構造を元にその特徴を特定していく。さらに、その特定された特徴について研究者の視点、いわば社会福祉学や社会学という学術的、専門的であるとされている理論に基づく知識によって行為遂行後（事後的）に、その特徴がまさに知的障害者の不利益として記述可能であるという新しい説明（再定式化）を行う。最終的に、その定式化によって障害者の不利益は当該行為現象場面においては、個人の能力に拠る理解/説明がなされやすいことや、専門的な知識に基づく説明、特に個人モデル/社会モデルに拠る行為の説明の双方の差異と後者モデルの重要性を主張する。

さて、知的障害者と健常者の会話場面を含めて、一般的に知的障害者はその障害特性から社会的に不利益を被りやすい存在であるとされる⁽¹⁾。なお、障害者の不利益というのは数多くの事柄を例示することが可能であると考えられるが、本論では人と人とのやり取り、

特に健常者との会話の中において産出される違和感を含めた知的障害者というカテゴリー化のための資源（リソース）となり得るような相互行為上の特徴であると定義を行っておく。

しかし、知的障害であるということは、知的な障害があるということだ、という同語反復的で無意味なことをここでは主張したいのではない。一般的な議論の前提や分析などから知的障害を見た場合には、その知的能力の不足ゆえ常識的な理解ができないような会話を中心とした行為を行うという説明が行われ、その説明で十分であるという理解も同時になされがちである。つまり本論では、こうした素朴な説明を障害者の不利益の一要素であるとするため、それ以外の説明の行き方を以下において模索する。

こうした障害者の不利益を伴う行為や場面、または現象について、エスノメソドロジーや会話分析から見た場合には以下のようになる。つまり、知的障害であるということを行う/知的障害であるように見える（見なす）ためには、知的障害者として何らかの知的な能力として見なされている相互行為のための能力がある状況において不足したり、一定の基準以上の行為の遂行達成ができないように見える（見なされる）ことである、と言える⁽²⁾。

こうした会話を含めた相互行為を元にした

知的障害への理解は、ある状況において知的障害である（と見なされる）ということで産出されるような不利益がどのように構成されるのか、ということについて一定の示唆を与える。というのは、そうした不利益は、ある行為や振る舞いがある状況において可能であるということが当たり前であるという価値や基準と、知的障害者の相互行為のための能力の差異からもたらされるものだからである。

したがって、能力があるとされる、ということは状況に適切なやり方で会話を遂行されることができるということである、などを見なすことによって知的障害者はある状況においてそれ自体として達成されることになる⁽³⁾。

ごく簡単に言えば、ある場面で道を尋ねるようなことができなければ、それ以外の行為、例えば誰かに電話をする、仕事の内容が分からない部分を尋ねる、挨拶をする、などといったこともできないだろう、と推論されるのである。そういったできないことはその人間に否定的な意味を持たせることになる。結局、それは知的障害者にとって不利益となるのではないか、という予断やステレオタイプの記述の危険性を示唆するというよりは、実際的な意味において現在の障害者への不利益を構成するものの一例であると強く特定できるものだと言える。

1-2. 障害者の不利益の特定

こういったように、障害者の不利益がまさにそれとして見ることができる（見えやすい、特定しやすい、見て分かる）場面の1つとして、会話の場面がそれであると言うことができる。しかしそれと同時に、それらは不利益自体として提示されることはおおむねないとも言える⁽⁴⁾。そのため、障害者の不利益の解決や軽減のための方法、つまりある impairment がある disability として提示されてしまうような状況について、以下のようなことが改善案として言われるかも知れない。それ

は例えば、障害者が disable されている状態に置かれているのであれば、その disability を除去するため援助者など周囲の人間の努力によってその状態を改善すれば良いという考えである⁽⁵⁾。

しかし、そういった素朴な考えは、以下のような disability や社会モデルの特質を考慮すればすぐに捨てられるべき考えであると分かる。

…社会モデルは障害の社会的構築、そしてそれに付随する不利益をディスアビリティとして解消すると言うより、現行社会がある特定形式においてディスアビリティを形成することを記述分析するものである。（星加2007：107）

また、星加（2007：23）は、disability を特有現象であり解消可能であるとして概念化する必要があり、操作概念的ではなく当事者のリアリティから概念化される必要があると述べる。

つまり、disability はある状況や環境と結び付いた当事者らの不利益を構成する特定性にその重要性があると考えられる。こうしたことから、ある障害者の不利益に対して詳細な記述を行いそれを明示することによって、その特有さを再特定化可能になり、それを disability として明示可能になるものであると見なすことができるだろう。

それと同時に、（完全に操作的ではない概念があるかどうかはここでは別にして）操作的な概念枠組を使用したような研究などの記述は当事者のリアリティからの解離をもたらすため、解消可能な disability がいかにして解消可能であるかについてからも解離することにもなるということも強く主張できるだろう。したがって、障害者の不利益が提示され（現れ）ている場面、特にその会話の場面というものの詳細な記述は、それ自体である一定の価値があり、またそれを分析し不利益の

構成方法を明確にするということもまた重要であると言えるだろう⁶⁾。

なお、星加(2007:116)における不利益とは、ある基準点Pに照らして主観的、社会的に否定的評価が与えられる特定の社会的状況Aのことであり、その評価が $A < P$ となる時にその評価が否定的な意味を持つことになるとしている。これを踏まえれば、本論1-1においてすでに緩く定義したような不利益と同様に、ある相互行為が行われる状況における常識的な知識の提示や規範的な行為記述を行えないと見なされる、ということが不利益とされていると言える。本論では、この定義を使用しながら知的障害者の会話の中における不利益を例示していくことにする。

1-3. 規範と実証

どのような能力や属性の人間であっても当たり前にその存在自体を肯定される「べき」ではあると一般的には言えるが、それが実際に、ある状況においてそうであることは異なる。例えば、障害者運動や自立生活など障害当事者側の考えに賛同や共感をしそちら側に立ちたい場合において、人間であることへの条件は無い(立岩2010)と言う「べき」ではある。それでも、知的障害者が問題行動と記述されるような自傷行為を絶えず行ったり大声を出すべきではない場所においてそれを行う場合には、普通の人間ではないと見なされても、その見方は一般的ではないとは言いきれないだろう⁷⁾。

同様に、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」(世界人権宣言第一条)、といったことを認めることが「世界における自由、正義及び平和の基礎」(世界人権宣言序文)であるかもしれない。それでも、障害者が納税を行わず生活保護や障害者年金を受

給して生活をしていることについて、安楽で怠惰な人生を営みながらその生活を支持している健常者に感謝もせず、それどころか逆に健常者から差別をされているなどと主張する活動(運動)を行いもっと安楽で裕福な生活を行おうとしている2級市民、普通の人間ではない存在、などを見なすこともたとえ学術的、あるいは理論的な根拠が無くとも常識的には可能である。こうしたことは、障害によって不利益を被る可能性があるのであれば障害はあるより無い方が良いだろうと考えるための資源は数多くある、ということでもある⁸⁾⁹⁾。

上のようなことから、障害者の障害、特にdisabilityが環境と人間の相互作用において不利益や無力化の過程として現れ(見られ)やすい、といった障害の社会モデルは説得的で学術的、専門的な理論的解釈において主流であるかもしれない。しかし、そのように障害を見ていない人間にとって障害は個人の不幸でありコストが高い社会のお荷物で依存的な人間として見なされるだろう。つまり、後者のこうした考えは公平な議論あるいは学術的、専門的な議論から見れば誤解であったり無知、不勉強、あるいは偏見、差別であると記述され得るだろう。それでも、その無知であるとされる当該の人間にとっては、それは健常者の価値を前提としている偏った差別的な価値からもたらされた視点であるとは考えずに、例えば男性が男性社会の価値をすでに前提としているように、ただ常識的にそのように見なすだけであろう。

このような健常者を中心とする論理や常識、または権力(cf. Foucaultの「生-権力」としてよく引用されるもの)などと呼ばれているものに対して抵抗するために、ある「べき」規範が必要であると考えられる¹⁰⁾。その一方で、あること自体を分析することによって、それがいかに行われているのかを明示することも等しく重要であるということも主張可能

である。それはすでに見てきたように、障害者の不利益は我々の常識的な推論の中にすでに埋め込まれて存在しているからである。

本論では、会話の中におけるこうした推論や論理の記述を詳細に分析する。つまり、いかにして知的障害者の不利益はそれとして提示されるのか、またはされないのか、ということ进行分析の目的とする⁽¹¹⁾。

1-4. 先行研究

知的障害者の会話分析の先行研究において、主要なものはRapley (2004)、Williams (2011) などがある。前者はいかに施設職員が知的障害者の disability を社会的に構成しているのか、について discursive psychology の立場から具体的な会話から例示している。例えば、そこからは職員が知的障害者をまるで子供のように扱うことなどといった職員による不利益を構築している発話行為や振る舞いを数多く見ることができる。

また、後者は「支援のためのスキル」(skill for support) および「発見すること」(finding out) などと名付けられたプロジェクトにより、当事者らで調査するような研究を進めていく立場を取っている。そこでは、職員と当事者との関係性の認識の差異や、利用者が知的障害であるという前提からもたらされる思い込みやラベリングなどといった存在を明示している。そして、セルフアドボカシーやインクルーシブリサーチといった障害当事者による援助や研究を主体的に行っていくことの重要性、当事者のそういった活動を当事者自身らが「ボス」として管理しながらその役割を担うことなどが重要であるということ、当事者の方が当事者の生活を理解しやすいためよい研究になる、などを知見として提示している⁽¹²⁾。

この2つの研究は会話分析による詳細な発話行為の分析によって、知的障害者の不利益の構築の防止や障害者の権利を守るための有

効な援助（における会話の）方法について経験的な一定の妥当性のある結論を提出している。しかしその一方で、ある場面や状況において、まさに障害者の不利益が構成されそれがその当該状況の時点においては成員らからは不利益であると見なされない（で達成され普通に継続していく）ような状況については特に焦点を当てていない（詳細は「3. 研究結果」の冒頭において説明を行っている）。そのため、知的障害者の権利を重要視するための会話の方法については一定程度明確になっているにもかかわらず、その不利益の構築がまさに行われている当該会話においては、どのような戦略（会話の方法）を取ればより良い援助を可能にするのかという視点を中心とすることによって、その不利益を構築する推論はあまり焦点化されていない⁽¹³⁾。

そのため本論以下では、知的障害者との会話においてまさにその状況における当該会話の会話構造の特徴の1つが知的障害者の不利益であると（再）特定が可能な一連の会話の場面を分析することによって、以上のような不利益や公平性を考察する手がかりとしていく。なおこうした視点は、知的障害の再理論化は理論化自体を拒絶することが重要である（Rapley2006：205）という必要性を重く見ているからでもある⁽¹⁴⁾。

2. 研究方法および調査先データ

本論において使用されるデータを収集するに当たり、当事者組織⁽¹⁵⁾である知的障害者授産施設Aにおいてボランティアとして参加しながらフィールドワークを行なった。また、調査期間は約2ヶ月程度で8回程度行なわれ、その調査の総時間は約30時間であった。これにより収集された会話のデータの一部について、本論では焦点を当てて分析を行って行く⁽¹⁶⁾。

3. 研究結果

本論で検討していく会話のデータに先立って、その会話が行われた状況が分からなければその会話の見方もまた分からないため、当該データの状況など本論が前提するエスノグラフィックな知識を説明していく。このエピソードは、筆者の質問に対して、利用者Aがその質問に対して重なり気味（オーヴァラップ：overrap、以下ORとする）に筆者の質問に対して答えてくるような会話が起った状況説明である。本節では、以下においてこの会話とその状況の説明に焦点を当て分析していく。

なお、本論におけるこうした障害者の不利益というものは、当該不利益を産出する状況において、知的障害者の不利益自体であるとして見なされずに、もっぱら障害自体に由来し帰属され得るような行為や現象、例えば発話スロットの空のスペースや発話ターンの不自然な沈黙などとして行われる。そのため、その不利益の特定はデータ分析後、あるいは当該状況の行為現象がなされた後で事後的に社会福祉学や社会学、そして障害学などというアカデミックな知識によって発見され定式化されるものである。そのため、本論ではこうした不利益をそれ自体としてではなく、ある行為や現象の知覚できる特徴として分析の説明を行っていくが、その特徴自体は不利益であると分析に先行して名指ししていく。そして結局、不利益ではないと状況的に見なされないことが不利益であるということを中心に述べておく。

3-1. ベーカリー作業中の会話の状況

フィールドワーク5日目の11/21午前10時半頃において、筆者は施設2階のベーカリーを作成するための作業に初めて従事することになった。そして、その作業の業務の1つであるクッキー作成作業⁽¹⁷⁾を筆者は利用者2人

と一緒にしていた。その後、筆者が従事していたクッキーの形作り作業が終了したため、ベーカリー作業におけるクッキー作成の次の工程である焼きの作業を行なうことになった。そのため、1階のキッチン隣にあるパンやクッキーを焼くオーブンのある場所に、男性利用者Aとその完成したクッキーの種を一緒に持ち運んで焼きの作業を行っていった。

その際に、利用者Aと筆者は上記作業を行いながら色々な会話を行なっていた。利用者Aは他作業所に通所している際にも、ベーカリー作業に従事していたことから、この施設Aでも引き続き自分が得意なベーカリー作業を行っているのだという。

その一方で、筆者はクッキーをオーブンで焼く作業については素人である。そのため、クッキーを焼くための作業について色々な質問を利用者Aに行った。すると、利用者Aはその質問に対してかなり流暢に解答してくれ、作業について質問以上のことも詳細に筆者に説明してくれた。また、意図してかとても分かりやすい言葉を使用して説明を行っていたように見えた。そういったことを通じて、筆者は利用者Aが言語コミュニケーションを得意としていると判断した。

一方、筆者がその会話の内容に対して、作業についての応用的な質問や、少し突っ込んだ内容とされるような質問をすると、利用者Aは「分からない」と答えがちになってしまった。利用者Aのこうした「分からない」の言い方やタイミングがとても早い（突っ込んでいる）という印象を受けた。また、「分からない」だけではなく「俺は分からない」といったような言い方をすることもあった。

この状況は、ベーカリー作業に従事している利用者Aと筆者が、その作業中に日常的な会話を行なっていた時のものである。簡単に言えば、その会話は筆者が利用者Aに対し質問をすると、即座に返答として「分からない」

と返されてしまったものである（「家族はこの学校に通っているか」「前に通所していた施設はどのような場所であったのか」「当施設はどのようなものか」「この作業に慣れているが他の作業はどうか」など3、4回の質問-2011/11/21フィールドノートより）。そして、その質問は、筆者の質問内容も聞かずにすぐに返事をされたということでもある。なお、この場面での会話における発話の順番を軸として構造的に図式化すると以下のようになる。つまり、Question1-Answer1-Question2-Answer2といった4つの要素から構成されている会話構造としてここでは提示できる。

筆者（ボランティア：volunteer：V）と利用者Aの会話（V：筆者、A：利用者A）

01V：クッキーを焼くのはどうやってやるんですか<質問1>

02A：（（オープンの使用法や温度設定などの説明）<回答1>

03V：その作業は難しい（（突っ込んだ質問）ですか？<質問2>

04A：分からない<回答2>（（質問2にOR）（（再び<回答1>を継続して話す<回答1'>））

3-2. データの分析

ここでは、筆者と利用者Aの相互行為、特に利用者Aの独特の返答に注目して作業所内の秩序のあり方を見ていく。

さてこの場面で、筆者は利用者Aからクッキー焼き作業について色々な説明を受けた。すでに述べたように、筆者はその話し方から、利用者Aがこのクッキー作業を何度も経験しているため、作業に慣れておりかなり自信があることが理解できた。実際、この作業時においても筆者がすぐそばにいても全く緊張した様子は見られず、いつも通りといった立ち振る舞いであった。さらに、作業の最中にお

いて、こちらから強く促さなくとも利用者A自身の家族のことについても色々話してくれていた。会話データから直接的に言えば、そういった自信のあるような態度は、01-02のような質問-回答という発話のペアがスムーズにいつていることによって説明ができるだろう。したがって、こういった気持ちへの余裕や、利用者Aが概して明朗な性格と見なすために、Aの行為を資源として簡単に見ることができると言える。

しかし、ここで筆者がそのAの会話の内容に対して少し突っ込んだと思われるような質問をすると、先ほどと態度を一変して利用者Aは質問に対して分からないと連続して答えるようになってしまった。例えば、質問項目として以前はこの施設に通所していたのか、他にはどのような作業が得意なのか、この施設の作業では何が面白いのか、などといった基本的と見なされるような質問においても、そういった返事を繰り返すようになってしまった。

筆者はこのような利用者Aの振る舞い、いわば、その分からないという発言の言い方やタイミングがとても早いために、筆者の質問とORしているという発話行為の特徴について、当該状況においてはAが質問に対して分からないために行っている、という以上の推論しか行なわずに形式を変えた質問を繰り返した。それでも、Aはその後の質問に対しては分からないを繰り返し、最終的には俺には分からないという回答を行った。そのため、筆者はそこで当該会話の質問をこれ以上行うことを中止したのである。

ところで、串田（2006：chap.3）のORの分析によると、ORという一種のもつれは当該会話の参加者の参加立場を提示しているという。つまり、当該会話において行われているORを発話者が認識している場合とそうでない場合がそれである。いわばORを資源として当該発話スロットの競合や発話ターンが

自分のものである（再生）とするか、そうでないとする（継続）かという2通りの立場の提示があると例証している。

こうしたことを踏まえると、筆者からこれ以上質問をされることを嫌ったために利用者Aはその（OR）ように振る舞ったのではないかと解釈ができる（申田のいう前者の再生の方法）。それは、この筆者の質問により満たされようとしている当該発話スロットを、ORすることによって自分の発話のためのそれであるという意図の提示として見るのが可能だからである。その意味で、このORは割り込みや強引な意図の提示であるとして違和感や強い拒否感を組織化しているとも見なせるのである。

さらに、こうした強い拒否感の提示の理由は、それは質問の内容について答えられないからである、という解釈も可能である。加えて、利用者Aにとっては分からない質問を筆者から行われること自体が嫌なのではなく、質問に対して分からないと答えるような状況を避けるためにそのようにしているのだということもまた解釈できる。つまり、この場面のこの時点において利用者Aは質問された場合には、前もって「分からない」と言おうと決めているのだと考えられる。Aはここで会話の主導権を自分が取得可能になるような手続きをORにおいて行っているのである。逆に言えば、当該ターンを自己のものと筆者に提示しなければ当該会話の筆者からの質問が継続する可能性もあるのである。

加えて、(エピソードの説明においてもすでに説明したように、「分からない」という発言の言い方だけではなく「俺には分からない」と「俺には」の部分強調して言うこともまた重要なことであると分かる。つまり、これは単純に言い方の問題ではないと考えられる。上のような質問への強い拒否感の提示のORが何度も繰り返されると、そのORは受け手にも予想可能なものになる。つ

まり、筆者は質問の形式を変更しようとする。そのため、AもまたORの方法を変更して筆者が複数回使用をされたため多少慣れてきつた方法から新しいORのための目立つ方法を使用したのではないかと考えられる。そして、こうしたAのOR使用から以下のことも解釈として提示できる。

つまりこれは、利用者A以外の他の利用者などには回答可能、いわば分かるかも知れないことではあるが、その質問の答えは自分（利用者A）にとっては分からないという自分を除外した実践を行っているものである。言い換えればそれは、ただ単純に利用者Aが分からないのではなく、自分だから分からないということであり、自分の能力が一般的なものよりも低いものであるということから強く意図して提示しているということである。それでも、その能力の低さは自分（利用者A）独自のものであって、自分の持つ障害である知的障害に帰属するものではなく、また同じ障害を持つ他の利用者の人もまた自分のように能力が低いのではない、ということでもある。

これらをまとめると、筆者の質問に利用者Aは前もって答えないということによって、自分の知的な能力が他者よりも劣位にあるということを停止しているのである（実際にはその能力があるかどうかはここでは特に関係がない）。そして、その自身の知的な能力の無さを理由としてこれ以上、「実際に」質問に答えられないという状況を継続したくないという利用者Aの意図の存在があるとORという方法から見なせるのである。

なお、利用者Aのこの質問へ答えられないことと答えないこととは区別される必要がある。つまり、筆者の質問に答えないということは、おそらく最初の1、2回程度はそのようにしていなかった（しようとは考えていなかった）と想定できる。それは、以下3-3のような実践があったからである。なお、こ

うした回答をしたくなさについて、それを利用者Aの不利益として見なすのであれば、この会話は知的障害者の disability が構築され提示された状況として見なすことができるだろう。

3-3. 会話の構造の分析

この筆者と利用者Aとの間において行なわれたような質問に対して分からないを言う／言わせるといった会話の場面について、さらに詳細に説明していくと次のようになる。

まずそれらは、①筆者のクッキー焼き作業に対する質問から開始される。次に、②利用者のクッキー焼き作業の説明という返答、が質問-返答という隣接ペアとして並列されている。つまり、次ターンの発話は前の発話に拘束されているといった会話の順番においては当たり前構造が見られる。そのため、この時点では未だに互いに直観的な違和感を感じることはない。

続いて、③筆者が「突っ込んだ」とエピソードにおいて表現していた作業や利用者の家族などといった内容への質問が、④利用車の分からないといった返答とペアを作る、という構造が見られる。こうした会話の場面を定式化して表すと以下のようなようになる。このような定式化をすると、この場面における筆者、または利用者Aの違和感というものを明確にすることができると思われる。

筆者と利用者Aの会話（V：筆者、A：利用者A）

01V：＜質問1＞

02A：＜回答1＞

03V：＜質問2＞

04A：＜質問2＞と OR する＜回答2＞

+＜回答1'＞（＜回答1＞を再び継続）

簡単にこの定式化された会話がいかに当た

り前ではないのかについて補足しておくると以下ようになる。

なお、議論の前提としては、会話について発話を行うことができる人間は1つの順番に対して1人である、といったものがある。そのため、すでに述べたように質問が終わっていないにもかかわらず、それについて回答を行うことはできないことから、回答2は質問への回答としてはおかしいものである。その一方で、利用者Aが前もって分からないということここをここに位置付けようとしている時には、その回答2はORすることは適切な行為であると言える。こうしたことを踏まえれば、以下の筆者の直観的な違和感についての説明も分かりやすいと考えられる。

まず第一に、①筆者は利用者Aに行った質問に対して、利用者Aはその内容の意味を筆者に対し聞き返していない。このことから、筆者の質問の意味が分からないといったことではないということが推論できる。

第二に、②筆者の質問の内容が常識的に見て分からないことや難しいことを聞いているのではないと筆者が考えているからである。つまり、常識的なことを聞いているということは相手も常識的に考えて簡単に答えられるという推論をすることができるからである。例えば「人間とは何か」「神は存在するか」「宇宙はどのように誕生したのか」などといった壮大で誰にも分からないような抽象的で曖昧なものではなく、かなり文脈に寄り添った質問であったことが見て分かるものであったということである。

第三として、③単純にこの会話を開始してから、利用者Aは筆者の質問に対しほとんど全て分からないと返答するため、普通では考えられないほどに質問への返答がないと考えられたからである。いわば、利用者Aは質問-返答という隣接ペアとしてふさわしいものを作成することを意図しなかったということでもあると言える。それはまた、筆者の質問に

対して相応しい回答を含めた可能性のある行為を行うことができない、あるいは行いにくい、やりづらいということを示すための行為として見なせる、あるいは特徴があると言えるだろう。

それでも、④利用者Aは自分が話したい話題について筆者の質問に対して分からないと言った後でも、その話題について話すことを継続している。つまり、ここから筆者の質問は、利用者Aにとって最初の質問への回答のために話している行為を中断されるものであったということである。

かつ、⑤利用者Aは筆者の質問2が終わらない内に分からないと返答していることから、筆者の質問内容は利用者Aの次の発話にとってその内容が分からなくとも特に関係がないのである。それは、すでに述べたように利用者Aにとっては分からないことであると前もって決定されているからである。つまり、利用者が質問の内容を理解していないかどうかは分からないと言うことには関連がないのである。

簡単にまとめると結局のところ、ここでは筆者は利用者Aへの質問によって答えられない会話の状況を図らずも構成してしまうような推論や解釈を行うことによって、利用者Aの不利益の構築を何度も繰り返したことになる。そして、その不利益は常識的な推論からおおむね不利益であると名指しされることはなく、ただ単に知的障害者の障害特性から行われたものだという説明がなされることになる。こうした不利益ではないと状況的に見なされる不利益に対して利用者Aは、いわば対処のための方法として、筆者の質問に対して分からないと連続して答えることを行ったのだと考えられる。こうした対処の説明について、すでに前もって知的障害であるということからその能力が原因であるという説明も可能である。

というのは、知的障害というのは、Sacks

の言葉を借りればある行為を説明するために極端に便利で任意の時点で使用可能 (omni-relevant) なカテゴリー (Sacks1995: 312-19) だからである⁽¹⁸⁾。そのため、慈悲深い解釈 (charitable reading) が職員には必要とされる職員-利用者という関係性 (カテゴリー装置) に適切に使用されるのだという (Rapley 2004: 153)⁽¹⁹⁾。こうしたことは、知的障害者施設における成員らは知的障害者との関わりでは教育的な指導を伴いやすい (堀内2008) という知見とも類似するものである。

同様に、Mehan (1979) の教師-生徒間のIRE (教師からの開始 initiation-生徒からの回答 reply-教師からの評価 evaluation) と呼ばれるシークエンス構造を参照すれば、本論の構造もそれに類似するものとして定式化可能である。つまり、筆者からの開始-Aからの分からないという回答-筆者のAに対する評価という構造が見られ、その典型的パターンとしてReplyとEvaluation間において、鶴田 (2008) の自閉症児の療育場面におけるIRQAEシークエンスのような以下のQuestion-Answerが反復するという形を取っている。この鶴田のそれは、自閉症児とその療育者との会話において明示される以下のような会話の秩序構造である、つまり、上述MehanのIREのREシークエンス間にQuestion-Answerという自閉症児のReplyを再度導出することによって適切な返答Rができないという評価Eを適切に返答Rできるという評価Eするために療育者によってRE間に挿入されたシークエンスを協働的に達成するためのものであるという。

これを参照した場合、本論の当該場面においてはInitiation-Reply-筆者のInitiationを変化させた形の質問question-Aの再び分からないという回答answer-Evaluation、というように定式化が可能となる。こうしたことから、筆者とAの会話構造は教育的であるように組織化されていると見なせる。つまり、

本論3-1においてQAQAと構造化していた会話は、実際にはIRQA-QA-QA…として再構造化可能であろう。なお、当該会話において筆者のAに対する回答への評価Eは質問Qとして定式化されている。というのは、Aの回答が分からないということで固定化されているという点において、その回答への筆者の評価は筆者自身の質問の方法や形式が分かりにくかったであろうか、という筆者自身の評価からもたらされる再質問として提示されるからである。しかし、そのEvaluationとしてのQAシークエンスの繰り返しによって、(QAシークエンスを使用している)筆者がAの能力を疑いそれを知的障害というカテゴリーに適切な行為であるとして同定するようになる。そのため、このQAはAの能力のEvaluationとして当該状況において組織化されることになったのである。

結局、筆者は当該状況において、鶴田(2008)における健常者-障害者という関係性、あるいはRapleyにおける職員-障害者間と同様の態度、いわば教育的な姿勢を取りがちになり、こうした不利益を知的障害に拠る説明が適切であるとしてそのように理解したのだと言える。言い換えれば、この不利益と本論では特定しているORを資源として知的障害、あるいは社会的な能力不足である人間、などというカテゴリーを筆者自身が適用して、常識的な態度、または個人モデルと言うべき職員や一般の人間が行う常識的な理解と同様の視点を取ったのだと考えられる。

知的障害であるということは、一般的な意味において知的な能力が普通よりも低いという意味であるとも言える。しかし、知的な能力が低いと見なされる行為、例えば簡単な質問に答えることができない(困難である)、あるいは一度やった失敗を何度も繰り返す、などといった行為現象は、当該状況の行為者である知的障害のその障害特性からもたらされるものとして説明されやすい一方で、必ず

しも知的な能力の低さゆえに行われているという行為説明が適切であるということではないとも言える⁽²⁰⁾。

この意味で、ある行為現象が知的障害者であるという説明が適切だと記述する状況というのは、知的障害者というカテゴリーを適用している(することができる)場面であると言える。そして、そのカテゴリー適用後もその行為者の行為が知的障害者であるゆえだろうというありそうな記述が適切であればそのように見なすだろうし、それ以上の行為説明も行われまいだろう。

しかし、本論では知的障害者のその能力に拠らない説明が可能であると主張する。それどころか、知的障害であろうが適切に行為意図の記述を再特定可能であるように、利用者Aはその行為から意図を提示しているのだとも見なせることを以下において説明を行っていく⁽²¹⁾。

3-4. 知的障害者の不利益

以上のような会話の中における利用者Aへの不利益はまさに不利益として見ずに、例えば知的障害だからこのような振る舞いを行ったのである、とすることも可能である。つまり、この場面において筆者の質問という行為の意図は、利用者Aにとって伝わらなかったため、ここでは達成されなかったとも記述できる場面でもある。それはまた、筆者が自分の質問への思うような返答が返ってこなかったという場面とも言える。

しかし、それは知的障害という説明に拠っているだけであって、少なくとも本論では当該行為の詳細を見逃している説明であるということは、すでに分析において明確になっている。それでも、この場面における発話シークエンスや会話の順番の構造は常識的な会話の構造の前提と異なるという理由や、その構造についておおむね誰もが違和感⁽²²⁾とも言える普通ではないという感覚を覚えるというこ

とを根拠とすると、知的障害者の行為は障害ゆえという説明が最も可能な記述になるだろう⁽²³⁾。

この場面においては、この筆者の質問という行為は利用者Aにとって、質問として受け取られなかったというより、会話の構造においてそれが利用者Aの不利益となったのだと考えられる。つまり、この質問は利用者Aの知的障害者としての会話の能力を一方向的に計測するようなものとして達成されているのだと言える。というのは、利用者Aはこの筆者の質問に対して分からないということは、自分の知的な能力の不十分さを提示することになるからである。

そのため、利用者Aはこの筆者の質問（としては構成されていないがここでは便宜的にこう呼ぶ）に対して「俺には分からない」と言うことで、その質問に答えられない、または質問内容が分からないという自分の能力を提示しながら、その能力の帰属先として自分を指示しているのである。それはつまり、自身の能力が低いのは自身のせいであって、それ以上ではないということでもある。

そのためであるのか、この場面において利用者Aと筆者は（一般的な言い方をすれば）あまりコミュニケーションが噛み合っていないように見えてしまうのである⁽²⁴⁾。その意味において、「俺には分からない」と言う利用者AのOR気味の発話は、施設内においては知的障害の一般的な特質にしか帰属させることしかできず、ただの日常的な会話として再検討されずに即座に忘れ去られるものだろう⁽²⁵⁾。知的障害者がこうした振る舞いを行うことは職員にとっては経験があればあるほどに当たり前であると見なすようになるだろうからである。

以下のデータを見ると、知的障害者がいかにしてそのように見なすことができるのかを理解できるものである。なお、データは特に分析に関係や支障がない限り、引用時に記号

や表現などを改変および省略させてある。また、以下の断片は全て鶴田：A、知的障害者：Bとしている。

（鶴田2006：132）（（いじめの経験やその原因についてのインタビュー））

7A：あなるほどね。いじめの原因は何だったと思う？

8B：わかんない。

9A：そっか。

このデータは本論の当該データと類似するものである。つまり、鶴田もここでBの「わかんない」を本当に質問が「わかんない」んだろうとして当該トピックのインタビューを完了させている。「わかんない」ものは仕方がないとされても自然であるため、この状況においては「わかんない」はいまだ知的障害の資源としては利用されるというよりは、インタビューの質問への回答として適切になっているのである。しかし次のデータで表れるわからないは少し異なる。

（鶴田2006：134）（（将来の夢などや障害者であることについてのインタビュー））

41A：…（略）ところでそういう周りの人とは違うんだなって思う時ってあるの？

42B：ええ（14秒）わからない。

43A：わからない。

44B：わからない。

ここでは、鶴田の質問に対して14秒もの間を空けてから答えている。つまり、考えた（あるいは鶴田が考えさせた/ターンを取得せずに相手を話し手としての立場を継続させた）けれども分からない、ということ、また、わからないの繰り返しから、質問への回答の拒否といった2通りの解釈が可能となる。そして、それはどちらも知的障害概念と関連し、知的障害だから答えられない、知的障害につ

いて聞かれるのが嫌で質問への回答を拒否した、という推論をもたらしているのである。

(鶴田2006:137) ((学年度の途中で普通学級から特別学級に連れて行かれたという内容のインタビュー))

17A:へえ。そのときどう思った?

18B:ええ。そこまでは分からないけれど。

19A:ううん、でも勉強がついて行けないからかなっていうふうに思ったっていうこと?

20B:はい

21A:ふうん。戻りたいって思った?

22B:わからないそれは。

23A:そっか。ううん。

24 : (6秒)

このデータにおいては、上のデータですでに明らかになったように、質問への回答ができないことについて知的障害というカテゴリーを所与のものとしてBを同定しているように見える。それは、そこまで(正確な理由)はわからないというBの回答に対して、インタビュアーはその理由を勉強の遅れ(ついて行けなさ)であるのではないかと提示しているからである。戻りたいと思ったかという質問もまた、Bにはわからないとされ当該話題は打ち切られる。

こうしたことを踏まえれば、わからないのは質問そのものの否定(鶴田2006:138)であるとしても見られる。知的障害者であるから質問が理解できずに回答が困難である、という説明を素朴すぎるとして見るのであれば、知的障害者のわからないという発話行為や現象は、また知的障害(というカテゴリー)一般という説明への回収の拒否であるとも言えるだろう。知的障害の行為を知的障害だからとして説明することは、知的障害者であるということの説明としては不十分であるだけではなく、個人であることへの否定でもある。

知的障害者の行為を知的障害であるために行われた、という説明はおおむね成功するだろうが、その説明は知的障害の説明であって彼女の当該状況の説明ではないからである。

ところで、こうした3-2、3-3、3-4の議論や分析はそのように見ればそう言えるかも知れないしそうでないとも言えるかも知れない、とすることも可能である。つまり、結局説得的な主張とするための根拠が弱いということである。そのため、議論をさらに説得的かつ的確性が担保されているということを主張するために、3-5においてはこの推論や解釈と深い関係性を持つと考えられる会話構造や焦点を持つ先行するものを検討しつつ本論のデータを再検討する。

3-5. 会話の構造の分析2

鶴田(2006:142-3)は、知的障害者へのインタビューにおいて知的障害者という属性やカテゴリーをその知的障害者の行為記述を行うに当たり所与のものとしないうちについて、以下のように述べている。それは、インタビューを行うに連れて、インタビュイーを知的障害者と見なして当事者の語りを同定してしまう、ということである。つまり、インタビュイーの知的障害者の発話はまさに知的障害者の発話自体であるとして知らず知らずの内に聞きかたしてしまおうようになる、という避けられない現象について語っている。この意味で、上述したように知的障害者の行為はそのカテゴリーと数多くの行為概念を結び付けありそうな記述を行うためには、いわば多くの状況において便利なジョーカー的な切り札、全てに関連する(omni-relevant)ようなカテゴリーとしても使用可能であると言うことは説得的となるだろう。

その理由の1つについて、鶴田はインタビュアーの質問において障害者が分からないと答える発話行為と知的障害という属性が常識的な推論として適切に関連してしまつた、分か

らないという回答に翻弄された、などと述べる(2006:140-1)。そして、こうした知的障害者の質問-回答というペアには、a) 知的障害者の実際の能力の不在、つまり本当に分からないこと、b) 質問をいわば passing (Goffman1962=2003) する戦略として分からないを使用すること、c) インタビュイーなど質問者への抵抗や抗議、拒否など、少なくとも3つのありそうな記述が可能であると位置付けている。それでも、鶴田の常識は知的障害者の分からないについて、常にa) として推論や解釈を行っていた、としてそれを陥穽として表現することでこうした自己の当該インタビュー状況における推論に対して自戒を込めているのである。

この陥穽は本論の焦点とかなり重複するものである。つまり、障害者を常識的に見た場合において、その障害は個人的な悲劇や不幸であるとされるため、障害者の不利益もまた不利益自体とはせず個人的な責任であるということから自身の努力や所有物、そして、家族や利用可能な社会的資源によって軽減、対処すべきであると見なされることになる。いわば、障害者の行為責任はその障害に拠るものだとしても、全て行為者である当該障害者に帰属されるものであるものだと言える。こうした視点は障害学理論における個人モデルと類似するものであり、その点において障害や不利益の社会的な構築性という視点が欠けるものとなる。

それは上のインタビュイーの例で言えば、それは知的障害者への分からないさを構成する、つまり知的障害者が分かるように(分かるような方法を使って)質問をしなかった、あるいは知的障害者の分からないを常識的推論から知的能力の不足と即座に関連させてしまったということが、たとえ当該知的障害者がそれを不利益であると常識的に推論していなくとも、または抵抗したり pass したとしても、すでにそれは障害者の不利益の提示やその構

築の過程であると言えるだろう。

というのは、個人モデルにおいては障害者の不利益は自己責任であるがゆえに、言うなれば巧妙に不利益の構築過程を見ないための常識的な見方として、有効な視点や方法となっているからである。逆に、社会モデルでは健常者中心の価値や論理を特定し、それを障害者に適用した場合には無力化され不利益を被るだけではなく、その不利益すらも(上の個人モデルがゆえに)不利益であると思なされずに無力化としてではなく個人的な無能力性や非生産性と記述され得る状況になりやすい/常識的に見なされやすいからである⁽²⁶⁾。このORは鶴田の分からないという知見を参考にすれば、抵抗や pass として見なすことが可能であるにもかかわらず、筆者は単純な質問がなぜ分からないのか、と見なすことによって、同種の内容で異なった形式の質問(いわゆる内容は同じであるが言葉が異なった質問)を3、4度反復することが可能になっている。それは、分からないならもう一度質問をしても普通で当たり前だからである。ということは、もう一度分からないと回答をしても良いということにはならないと言える。それは、分かることが健常者の価値や基準からすれば普通である質問形式と内容だと見なせるからである。

したがって、繰り返して質問を行うという筆者の行為は、Aという受け手の回答者のその社会的な相互行為のための能力があるのか、ないのか、といったAへの懐疑の提示として記述されているとも言える。と同時に、その社会的な能力を健常者の基準(ここでは筆者の状況的な基準)から計測をしているのだとも言える。例えば、どのような質問であれば知的障害者は答えることが可能なのか、ということ計測するために、質問は手を変え品を変えながら行われた(本論では行われてしまったと見る「べき」だということを主張する)のである。

同様に、Aが行ったもう一つの方法である分からないという発話に俺はを付加する方法においては、自己、いわばAの知的な能力と当該施設の他の利用者である知的障害者は異なるということを示していると言える。つまり、知的障害というカテゴリー装置は便利なそれであるが、当該施設の同属性の利用者にもそのカテゴリーを適用し行為の同定や記述が可能であるからといっても、自分と同じ能力ではないと言うことを提示しているのである。

鶴田（2006：126-7）は知的障害者の軽度と重度の人間がもめている場面において、軽度の人間の方が「俺とあいつらと一緒にするな」と述べたことを分析している。これは知的障害というカテゴリーが行為意図の記述が困難な場合の行為を記述するために適切であることを指示していると同時に、知的障害にもそれぞれの状況的な区分が可能であることや、人それぞれの個別的な能力があり一枚岩ではない、という実践を可能にする方法なのだと言える。これを踏まえると、Aの実践である、その質問は他の人であれば分かるかも知れないが俺には分からない、という方法は、分からないと同様に筆者への抵抗であることも見なせる⁽²⁷⁾。

さらに、この分からないという実践を行ったことについて筆者にもその責任の一端があるということをもしている。つまり、こうした筆者の（社会モデルから見た場合において無茶な質問方法とも記述可能な）態度は、Aの反抗や抗議を受けるだけではなく、葛藤をAに植え付けるのには十分であるように見なすことは不可能ではないだろう。そのため、Aは俺には分からないと述べながら、俺である自身のみを話題として焦点化することによってこの会話の不利益に対してORという方法論によって抵抗していることにもなる。それでも、筆者は常識的な推論から当該状況におけるこういったAの分からないとい

う発話行為について、上のようには見なすことがなくなぜ分からないのかという記述をしてそれを提示するのみに留まっているのである。

結局、質問-回答（分からない）という会話構造自体はありふれたものであり容易にその使用状況を思い浮かべることが出来るだろうし、その回答がORしていてもその方法によって何を達成しているのかおそらく状況的に分かると言える。しかし、知的障害の質問の分からなさはそれが分からないこと自体なのかその他の推論や解釈を必要とするのかについての記述のための資源がない（行為的特徴として提示されていない）場合がある。そして、それを常識的に質問が分からないということ自体であるとした場合には、なぜ分からないのかと見なし、質問形式の変更を伴うイタチごっことも言えるべき不毛な繰り返し（筆者や鶴田の上述の陥穽のことを指示している）に巻き込まれることにもなる。

この不毛さは障害者の不利益であるだけでなく、知的障害者を知的な能力が無いと見なせるようにしている当該状況の主要な資源としても利用可能となる。つまり、筆者自身が知的障害者をそれ自体として見なしそのように扱うことが適切であるとしながらも、それを受け手の知的障害者の個人的な責任にするというマッチポンプと言えるまさに不利益を構築していると見なすことが容易な構造を持っている。ここで、社会的な構築物は当該状況の成員らの相互作用によって構築されるのだから当たり前だ、と見なせるかも知れない。それでも、知的障害者は知的障害者として見なされることについて不満であることも見られる（中野2002）が、それに対して、もしAや鶴田のインタビューイのように分からないという提示で不満を述べた場合には、それが少なくとも筆者や鶴田にはそれが不満としてではなく質問が分からないこと自体として見なされる。結局、この質問がなぜ分から

ないのか、という記述を行って結局は不毛な質問-回答というシークエンスの繰り返しになってしまうのである。

それが会話の中における知的障害者の不利益の提示であると本論では主張する。そして、知的障害者との会話、特にQAにはその不利益や権力性が生じやすいとも言える。なお、この権力性というのはよく言われる職員の方が利用者より威張れるといった素朴で短絡的なことではなく、一方的に行為記述の意図の推論や解釈の適切性を正当化可能であるという意味のことである。

4. 考察と結論

本論の以上の分析は、会話やそのエピソードの状況をデータとして、それを中心に分析した場合には、知的障害者の不利益や社会モデルなどといった行為現象や理論に対して実際に何が言えるのか、あるいは利用できる資源だけでいかにしてその場面が組織されたのか、といった記述可能性を分析し明確にしてきた。そして、その成員らの記述を社会モデルにおいて定式化した場合には会話のある特徴は不利益として再特定できるという主張をした。つまり、知的障害者の行為は知的障害であるゆえ、という説明は、適切であるように見えるだけであってそれが不利益となる場合もあるということである。この意味において、障害者の行為記述は無力化や不利益を構築するための重要な方法であるにもかかわらず、常識的な推論においてはそれは不利益として記述され得ないのである。それと同時に、これは我々の生活の中において無力化や不利益といった障害者への disability がすでにそれ自体としてではなく、他の概念の中に埋め込まれていることも示唆している。

つまり、ごく一般的な分析においては、上述した会話データからは知的障害者のその知的な能力が不足しているため、このような会

話が産出されたなどといった説明がなされることになると考えられる（そして、それで十分な説明として見なされるだろう）。というのは、すでに述べているが知的障害者の行為意図は記述することが困難であることが多いからである⁽²⁸⁾。

しかし、それは我々の生活形式の中においてすでに会話を組織化し構造的に捉えるような前提や論理が言語の使用を通じて常識となっているからである。知的障害者であるということは、こうした言語（の使用）にすでに備わっているような約束事から（こちら側から見た場合における便宜的な表現として）逸脱して問題行動⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾を行っていることであると言える。後者のこうした説明は、障害者の、本論では知的障害者の個人的不幸や無能力性だと常識的な推論から見なされている行為現象を不利益として提示することを可能にする点において前者と異なった行き方であり、それはただ単に言い方（知的障害者の能力の説明方法や帰属先の変更）を変化させるような不毛な行き方ではないと考えられる。

つまり、知的障害者の行為は知的障害であることにおいて全て説明をすることには無理があることの一例を本論は一定程度明確に示した⁽³¹⁾。それは、本論が示すように知的障害者の行為は我々と同様に組織化され秩序立った形で利用可能になっていたことから主張できるだろう。こうしたことを言い換えるのであれば、知的障害者にも相互行為のための能力、いわば行為の方法からその意図と呼ばれるような諸概念を連想させ連関させるための見て分かる資源を利用する/させるやり方を適切にできている、ということを示唆できるということでもある。すでに、我々は知的障害者に相互行為のための能力があり、他者の行為や当該状況などを適切に見て分かっているため、その行為や状況などを当該行為意図の資源として利用可能であるということもまた一般的に知っている、つまり行っている

という実際の場面を見てきている。

そして、本論の分析から極言するならば、障害者の社会福祉施設などに限らず、職員は当該施設を含めた社会福祉の仕事に（大雑把な言い方ではあるが）慣れれば慣れるほどに利用者を利用者というカテゴリーとして同定することを適切であるとするようになるのではないか、と言える。本論で言えば、知的障害者の施設に通所している知的障害者の利用者であるということはそのように見えるための資源として使用することを避けることは困難である、ということである。結局、こうしたことは障害者の不利益を固定化させ常態化し無力化するためにはうってつけであると強く主張できる。そしてそれはまた、本論冒頭で述べた「一般的に知的障害者はその障害特性から社会的に不利益を被りやすい存在であるとされる」といったような議論の前提に対しても懐疑的になることの必要性を示唆している。本論では、知的障害者の不利益がいかにしてある会話の中という状況において産出されそれが提示されたのかについて、その一例を挙げた。

注

- (1) 会話分析はその初期から会話という相互行為の中におけるアイデンティティの詳細な分析を行ってきた。会話におけるアイデンティティの提示や自己の意図を行為として見なす方法論は、その状況においてアイデンティティが適切に構成され組織される場面を詳細に見ることを可能にする。会話はその観察に先立って、当該人らにとって互いに適切で十分に理解できるようになされそのように達成されるものである。
- (2) 言い換えれば、ある状況におけるある行為現象の遂行の不足や意図の未達成と見なせるような、発話ターンのギャップ（発話間の空白）であったり状況的に不自然である沈黙などの特徴として見て分かる行為の存在のことである。それは結局、他者の意図やその提示を意図した行為現象であると見なすことが可

能である行為現象というのは、当該状況における行為現象を構成する成員らなどからもたらされる資源を適切に連関させることが上手く行えるようになることだからである。

- (3) ということは、ある行為ができることはある行為ができないことよりも否定的な意味を持ち得る。そのため、できることとできないことはその意味がそれぞれ異なってくると言える。例えば、前者が普通の人間としてある特殊な文脈や状況でなければ全く確実に行うことができるかとされるある行為が一般的に想定されるような普通の状況においてその行為ができないとする。ということは、その人間は社会的に日常生活のための能力が欠けているとされるだろうからである。

そして、それは当該障害者に帰属されると見なされるその他の行為を遂行する能力に対しても、できないのではないかという推論や解釈を行うことを可能にするための資源として使用できるだろう。同様に、その知的障害という同属性の障害を持つ他の人間への能力に対しても、不足していると推論や解釈を行うことを可能にするといえる。
- (4) というのは、ある行為や現象が当該状況において不利益であるならそれは事前にそうであるとされ避けられるだろうからである。しかし、筆者が想定するような場面においてはそうであっても実際は日常的に起こり得るだろうし起こっていると言える。そうでなければ、例えばソーシャルワーク理論などにおいて利用者との関係性の重要性や権力、そして平等などといったことがキーワードとなるはずがないからである。
- (5) 同様の視点から、そういった disability を構成しているような状況や環境、そして社会を改善すべきである、といったアイデアもすぐに思い付くだろう。まとめると、それらは個人ではなくその環境や社会において、障害者の障害が構成されているのであれば、その周囲や環境を改善して行くべきであるという考えのことである。
- (6) 同様に、障害者の不利益が提示され（現れ）ている場面、特にその会話の場面というものの詳細な記述もまた、それ自体である一定の価値があり、またそれを分析し不利益の構成方法を明確にすることもまた重要であると考えられる。

- (7) 歴史的には、知的障害者は人間としてではなく例外的な存在として位置付けられることを余儀なくされて来た。つまり、人間であるという条件は状況的にはあることが普通なのであると言える。
- (8) 障害によって不利益を被る可能性が存在することと不利益を被っているという事実はそれぞれ異なっているが、障害を治療する/しないはすでに前者に肯定的な価値が置かれ後の方が望まれないこととして推論されるだろう。というのは、もし前者に肯定的な価値が置かれないのであれば、このような選択肢は問題視され得ないだろうからである。誰も朝食のメニューを和食か洋食かのどちらかにすべきかを、自分の人生において最も重要視すべき問題としないのと同じように、である。
- 例えば、障害者福祉論や障害学という存在自体がすでに、障害者であるということは色々な不利益があるため、不利益を軽減除去するための何々の援助や理論、そして制度や価値観の変革、不利益からの解放が必要である、ということを示している（それは同時に社会福祉の価値を明示しているとも言える）。
- 同じく、「障害者であって何が悪い」と述べる障害者運動の存在は、障害者であることや障害を持つということが否定的な意味を持つ（つまり、悪い）という常識の存在を示唆している。加えて、同じ人間なのになぜに差別されなければならないのか、という差別反対のテーゼも、障害者が常識的に健常者と同じ人間ではないということが当たり前であるということを指示している。
- (9) 事実、障害はあるよりはないほうが良いと常識的に推論されたり解釈されるようなことは数多く見られるし、そのような場面を容易に想定できるだろう。障害者差別が端的に現在の社会において起こっている、というのが良い例であり根拠でもあると言える。
- (10) この節の議論は星加（2010）の述べるような、経済学のような実証的な問題設定は規範性に根ざすものである一方で、社会学のような規範的な問題設定が無ければ実証的アプローチも無意味、といった相補的な関係性を持つ領域間の特徴を踏まえたものである。
- (11) なお、本論は少なくともあるカテゴリーの不利益、ここでは知的障害者の不利益がどのように産出されているのか自体を分析することを通じて、それを無くせるなら無くした方が良い（無くす「べき」）と志向するものでもある。
- (12) こうした知見から知的障害者の援助を適切に行うこと、いわば不利益を軽減除去するための支援を行うということは、ごく簡単に言えば当事者を中心に据えた援助が必要であるということを示すものである。そして、それはいかんにしてなされるのかについて考えた場合、その1つが公平性のある対等な（知的障害者と援助者との間で行われる）会話であると言える（William2011:88）。というのは、すでに述べたように当事者の不利益だけではなく不利益も状況的に現れるような場面を特定形式として明示することによって、その公平性や不利益の一部を明示することが可能になるからである。
- (13) さらに、Rapley においては知的障害の構築性について焦点が当てられるため、障害の用語に強く焦点化され、その構築性の例示を中心とされることによって当該成員らの推論からもたらされる不利益への注目の詳細が議論の焦点としては取り上げられない。
- (14) 知的障害を理論化すると言うことは知的障害がなにもできないということを普遍的な事実として捉え固定化していくということだからである。
- (15) なお、フィールド先が当事者組織であることは、本論においては特にデータの分析には特に影響や関連性はない。
- (16) フィールド先のより詳細な説明については、堀内（2008）を参照していただきたい。
- (17) ところで、このベーカリー作業におけるクッキーの作成という仕事（授産活動）について、以下において簡単に概要の説明をしておく。本論のフィールドである施設Aの2階（の202号室）においては、施設外において訪問販売などを行うための販売物としてクッキーを作成するための作業が行われている。その作業は、パンとクッキーの種を作り、それを焼く直前の形にするといった内容である。筆者が参加させていただいた時における作業従事者の人数配置は、パン作業4人（うち女性2人で、そのうち職員1人）、およびクッキー作業3人（うち1人が筆者）というものであった。なお、その作業の際には、作業に先だって手洗いを行ない（髪の毛が落ちないように）頭

にネットを被りながら、(唾液が飛ばないように)口にマスク、そして、白衣の作業服を着ながら行われるという衛生面を重視した内容である。そこで筆者が行った作業は、あらかじめ作られているクッキーの種を包丁で切断し、それぞれの種を1つ12gにするといった作業であった。そして、その12gの切れ端を平らにしながらも丸く形作りつつ、チョコチップをその上に5つ載せる、という焼く直前の形を形成する、という作業内容であった。こうした作業を行った後で、筆者は利用者Aと一緒に焼き作業に入った。

- (18) ある人間をまさに知的障害者として見ることができるとする主要な資源は、療育手帳などを所持していることや、社会福祉施設や養護学校などといった現在所属していたり生活している場所である場合もある。それよりも強力な資源は、日常において自己の能力の提示を普通に行なわなければならない場面で適切に普通に提示できないことなのである。
- (19) なお、フィールドワークにおいて分析してきた知的障害者施設における施設の施設を見るための知識や方法を成員カテゴリー装置などについて、説明を行うための紙幅がないため詳細は別項に譲りたい。
- (20) 一度やった失敗はその作業手順が複雑であったり困難である場合には、知的障害者であろうとなかろうと失敗することが誰にでもあるからである。そのため、ある行為がまさに知的障害者の障害特性であるという説明が可能になるためには、ある状況やその構成する成員らなどがまさにその行為現象におけるその概念連関を適切であるとして達成されなければならない。言い換えれば、ある状況におけるある行為現象が当該行為者である人間が知的障害者でなければその行為現象は説明が上手いように成功しない、いくつかの可能性のある説明の中において、当該行為者が知的障害者であるという説明が状況的にありそうだという記述を行わなければならないのである。
- (21) さらに、Becker (1962=1993) のラベリング理論の表現を借りれば、こうしたカテゴリーの適用を行うがゆえにますます知的障害者はそのように記述されることになる。あるいは、エスノグラフィックな知識として、その集団や状況においては必ず知的障害者の障害特性であるだろうと見なされる行為は知的障害で

あるがゆえに行われているものだと慣習的に位置付けられ、成員らの共通の知識となるであろう。

知的障害者である人間の行為を普通ではない、またはまさに知的障害者であるがゆえに行う行為である、と記述するために、ある状況における規範や常識とその行為記述の説明を適切ではないとすることによって成功する場合がある (cf. Smith1978=1987におけるある人間を精神障害であるとする合理的な説明方法)。いわば、ある人間の行為が普通ではないと説明するためには、その普通ではないという説明を成功させ普通ではない行為がまさに普通ではないように見なすことを可能にしなければならないからである。

- (22) それは、利用者Aもまた筆者と同様に、筆者の質問の内容ではなく、質問-返答といった会話の構造自体やそういった場面、状況に対してORという方法を使用することによってから一定の違和感(本論における不利益さ)を見ていたのであると説明が可能だからである。
- (23) この違和感というのは常識的な会話のやり方と異なるという筆者の当該状況におけるAに対する同定でもある。
- (24) つまり、分からないといった返答が期待されていない場合において、利用者Aが分からないと言うことは直観的な違和感を覚えることは明白だからである。そして、その原因を簡単な質問に答えられない利用者Aに帰属させることも自明である。
- (25) なお、ここでは、利用者Aと筆者のどちらが悪いのか、また、その噛み合わない原因は何なのか、といったことを探求しているのではないことに注意すべきである。もしここでそう考えてしまった場合には、健常者である筆者(質問者)の質問に対して正しく検討して返答することができない知的障害者、といったような伝統的でステレオタイプな知的障害者観を再生産するだけで、筆者のこうした知的障害者への不利益を構成した会話の構造やその方法などは見逃されてしまうからである。同様に、利用者として上手くコミュニケーションが取れないボランティアや学生(筆者)というありがちな見方も同様の不利益さから避けられることになる。
- (26) つまり、この知的障害者の行為記述におけ

- る陥穽は、常識的な知識から推論されているものであって、決して鶴田は知的障害者をインタビューにおいて困惑させて馬鹿にしながら、障害特性と見なされる知的能力の低さを暴露して、無能力者で不幸な存在だと明示するための研究をしよう、などとは考えてはいないからである。むしろ、鶴田(2006)は知的障害者の社会的構築性を前提とした先駆的で真摯な視点だと見なされるだろう。それは、質問に対して分からないと言うことはなぜそのようなかという推論を可能にするという分析からも理解できる(2006:140-1)。つまり、こうした推論の方法を再特定しようとしたことは、それについて問題関心を持っていると言えるからである。
- (27) それと同時に、知的障害カテゴリーによって十把一絡げに理解される自己と他の利用者とを区別するためのものであると見ることも可能ではないか。この意味において、Aへの筆者からの質問はAの個人的資質としての知的障害属性の特徴である知的能力が不足しているがゆえに、回答不能であるという記述を可能にするだけではなく、質問の回答が分からない理由や自分以外の人間に聞いてくれ、という常識的な推論をも可能にさせているのである。したがって、それは人間関係でおおむね確実に起こるような「コンフリクトを行なう自由」(岡原1995)を提示するための1つの方法でもあると言える。
- (28) 知的障害者の impairment と disability を区別の困難さを思い浮かべればそれは理解しやすいだろう。
- (29) こうした逸脱や問題行動と呼ばれるような行為を詳細に検討した場合には、適切に組織化されていると事後的には理解可能である一方で、その当該状況においては、まさに知的障害であるということに拠ってしか記述できない場合がある。これにより、一方的に知的障害者の不利益が産出されることによって、知的障害者の知的な能力の可能性をも疎外することになる。知的障害者であることにより、その前提としてその知的な能力の存在を疑われる。そのこと自体によって、その知的障害者の知的な能力を使用するための機会は減少するだけではなく、人間としても扱われる機会を奪われるだろう。それは、知的な能力がないということは、人間として必要な能力が

ないと見なされることであるため、そのように扱われなくとも良いと推論されてしまうからである。

- (30) 例えば、先述したようなクッキー焼き作業の説明する場合には、利用者Aは質問-回答との下りとは対照的に普通に説明を行っていた。そのような急激な態度の変化は知的障害だから、気分屋だから、などとすることは常識的ではあるかも知れない。その一方で、「合理的配慮」(国連障害者の権利条約(2006:第2条))のない素朴で思慮に欠けている考え方であるとも言える。もし、それが専門職の対応であるのであればそれは致命的な専門性の欠如であるだけではなく、配慮に欠けた対応として社会福祉実践や対人援助の専門職とは呼べないだろう。

文献リスト

- Becker, H. S. (1963) *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press (=村上直之訳(1993)『アウトサイダーズ ラベリング理論とはなにか 新装版』新泉社)
- Goffman, E. (1963) *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Prentice-Hall. (=石黒毅訳(2001)『改訂版 スティグマの社会学-烙印を押されたアイデンティティ』誠信書房)
- 星加良司(2007)『障害とはなにか—ディスアビリティの社会学に向けて』生活書院
- 堀内浩(2008)「知的障害者小規模作業所のエスノグラフィ—職員-利用者間の相互行為から—」『北星学園大学社会福祉学部大学院論集』11, 27-46
- 串田秀也(2006)『相互行為秩序と会話分析—「話し手」と「共-成員性」をめぐる参加の組織化』世界思想社
- Mehan, H. (1979) *Learning lessons: Social organization in the classroom*, Cambridge, MA: Harvard University Press.
- 中野敏子(2002)「知的障害者福祉と障害定義の課題—社会モデルの接点からの考察—」『明治学院論叢』673, 33-61
- 立岩真也(2010)『人間の条件—そんなものない』理論社
- 岡原正幸(1995)「第5章 コンフリクトへの自由-介助関係の模索」安積純子・岡原正幸・尾中文哉・ほか『<増補改訂版>生の技法-家

- と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店, 122-46
- Rapley, M. (2004) *The social construction of intellectual disability*, Cambridge University Press
- Sacks, H. (edited by Jefferson, G. with an introduction by Schegloff, E. A.) (1995) *Lectures on conversation vol 1-2*, Blackwell
- Smith, D. (1978) *K is mentally ill: the anatomy of a factual account*, *Sociology*, 12, 23-53
 (=山田富秋, 好井裕明, 山崎敬一訳 (1987)
 「Kは精神病だ—事実報告のアナトミー」山田富秋, 好井裕明, 山崎敬一編訳『エスノメソドロロジー—社会学的思考の解体』せりか書房, 81-153)
- 鶴田真紀 (2006) 「知的障害者のライフストーリーの構築—インタビューにおける聞く実践とカテゴリーの省察的検討」『障害学研究』2, 124-49
- 鶴田真紀 (2008) 「自閉症児の言語獲得をめぐる相互行為系列—療育実践場面の分析を通して」『教育社会学研究』82, 205-25
- Williams, V. (2011) *Disability and discourse : analysing inclusive conversation with people with intellectual disabilities*, Wiley-Blackwell

ウェブページ

- 星加良司 (2010) 「『対話 (不) 可能性問題』とはどのような問題か」川越敏司, 岡部耕典, 川島聡, 長江亮, 中根成寿, 星加良司「東京財団仮想制度研究所 (VCASI) 『「インクルーシブな社会のデザインプロジェクト」報告書 障害の社会モデルから見た政策的インプリケーション—法学, 障害学, 社会福祉学, 経済学の対話—』東京財団仮想制度研究所 (VCASI), 66-9 (http://www.vcasi.org/sites/default/files/inclusive_PDF_20101119_0.pdf, 2011/10/14)